

## 福井県指定文化財の新指定について

福井県文化財保護審議会から、下記の10件の文化財を福井県指定文化財に指定することについて、答申がありました。詳細は別紙のとおりです。

### 県指定文化財の新指定 10件

種別	名称	所在地	所有者（保存団体）
1	建造物 かもじんじやおおとりい 賀茂神社大鳥居	福井市加茂町7-1	宗教法人賀茂神社
2	いたぢちやくしよくわかしゆうかぶきずえま 板地著色若衆歌舞伎図絵馬	小浜市野代28-13	宗教法人妙楽寺
3	しほんきんじちやくしよくさいれいずえま 紙本金地著色祭礼図絵馬	越前市大滝町23-10	宗教法人大瀧神社
4	いたぢちやくしよくおおたきちごだいごんげんさいれいずえま 板地著色大瀧児大権現祭礼図絵馬		
5	わがつき 和楽器 しょうこ (鉦鼓 応仁元年銘1口 つけたり 附 鉦鼓台1基、 かつこ 鞆鼓1張 附 鞆鼓台1基、 たいこ ぼちつき 太鼓 桴付1張 附 太鼓台1基)	小浜市羽賀82-2	宗教法人羽賀寺
6	たちばなけもんじよ 橘家文書	福井市大宮2丁目 19-15	県立歴史博物館
7	キュンストレーキ	福井市宝永3丁目 12-1	福井市立郷土歴史博物館
8	しほんちやくしよくおばまじょうかそともけいかんずかん 紙本著色小浜城下蘇洞門景観図巻	小浜市遠敷2丁目 104	県立若狭歴史博物館
9	しらはまちょう 白浜町のアマメン	福井市白浜町	白浜町アマメン保存会
10	にしやまかまあとぐんしゆつどひん 西山窯跡群出土品	福井市城東1丁目 18-21	県埋蔵文化財調査センター

※キュンストレーキ：紙塑人体解剖模型

か も じんじやおおとりい  
1 賀茂神社大鳥居 1 基

- (1) 所在地 福井市加茂町 7-1
- (2) 所有者 宗教法人賀茂神社
- (3) 時代 江戸時代中期 (17 世紀後半～18 世紀初頭)
- (4) 由来・特徴

賀茂神社は福井市加茂町に鎮座し、養老年間に創建されたと伝わる古社で、京の上賀茂社、下賀茂社と関わりを有し、祭神は別わけのいかづちのみこと 雷神、伊賀古夜比売命いがこやひめのみこと、玉依姫命たまよりひめのみこと、大己貴命おおなむちのみことを祀る。

大鳥居は、境内南側に位置し、柱間 6.7m、高さ 8.1mの規模をもつ大型の木造りょうぶ両部鳥居である。材は神社境内の大杉を用いたと伝わり、丹塗を施す。建立は元禄年間 (1688～1704 年) と伝わり、素朴で豪放な様子から、その頃の建立とみてよい。

県内では、敦賀市・気比神宮大鳥居 (1645 年／重要文化財) に次ぐ規模と古さを有し、県内における木造両部鳥居の遺構として貴重である。



2 <sup>いたじちやくしよく</sup>板地著色 <sup>わかしゅうかぶきずえま</sup>若衆歌舞伎図絵馬 1面

- (1) 所在地 小浜市野代 28-13
- (2) 所有者 宗教法人妙楽寺
- (3) 法量 縦 126.5 cm、横 145.0 cm
- (4) 時代 江戸時代前期 (寛文二年・1662年)
- (5) 由来・特徴

若衆歌舞伎は、初期歌舞伎の一形態で、17世紀の一時期に流行した。寛永六年(1629)女歌舞伎禁止のあとに台頭したもので、前髪のある美少年(若衆)の舞踊を中心とし、承応元年(1652)風紀上の理由から禁止された。

小浜の妙楽寺は、江戸時代前期には踊りや見世物の類が催される遊楽の場であったことが江戸時代の地誌『拾<sup>しゅう</sup>椎<sup>ついで</sup>雑話』にみえるが、妙楽寺に伝わった本図は、華やかな<sup>しょうぞく</sup>装束を着け三味線・鼓・締太鼓に合わせて6人で群舞する若衆やそれを見物する人びとなどを描き、若衆歌舞伎の芸態を伝える、全国的にも数少ない絵馬のひとつである。また「寛文二<sup>みずのえとら</sup>壬寅歳六月」の紀年銘をもち、若衆歌舞伎がその禁止後も若狭で上演されていたことを示しており、本県の文化史上においても重要な絵画である。

なお本図は、経年劣化による顔料の剥落が著しいため、保護のための緊急的な保存措置を要する。



若衆歌舞伎図絵馬



3 紙本金地 著色 祭礼図絵馬 1面

- (1) 所在地 越前市大滝町 23-10
- (2) 所有者 宗教法人大瀧神社
- (3) 法量 縦中央 54.5 cm 横 95.0 cm
- (4) 時代 江戸時代前期 (寛文三年・1663年)
- (5) 由来・特徴

墨書から、寛文三年(1663)に今立郡大滝の三田村伊左衛門尉<sup>じょう</sup>吉次により大瀧神社に奉納されたものであることがわかる。奥宮を象徴する大滝や大杉などが表現されている。金地の料紙に描かれた祭礼図の画題は古風であり、神輿<sup>しんよ</sup>を奉ずる人びとを描く。神輿の形状などから大瀧神社の祭礼を直接みて描いたものではないと思われる。裏面の墨書銘や画風から中央の絵師の手になるものとみられ、優れた作例である。

この図の願主である三田村伊左衛門尉吉次は、絵馬裏面の墨書銘によると、福井藩の御紙屋<sup>おかみや</sup>の筆頭で幕府にも奉書紙を納入していた三田村和泉(三田村吉広)の子であり、ある「宿願」が成就したのでこの絵馬を奉納したことがわかる。なお、この絵馬とほぼ同時期の寛文二年正月に「三十六歌仙図」も同人により奉納されたことがわかり、かつては36枚の板絵が存在したはずであるが、残念ながらその大半は失われている。



祭礼図絵馬

4 いたじちやくしよく おおたきちごだいごんげんさいれいず えま 板地著色 大瀧児大権現祭礼図絵馬 1面

- (1) 所在地 越前市大滝町 23-10
- (2) 所有者 宗教法人大瀧神社
- (3) 法量 縦 121.0 cm 横 185.6 cm
- (4) 時代 江戸時代後期 (天保五年・1834年)
- (5) 由来・特徴

本図は天保五年(1834)三月の大瀧神社(大瀧児大権現<sup>ちご</sup>)の祭礼を描いたもので、当地の石川氏により同社に奉納された絵馬である。

本図の構図は、向かって右上から上宮(奥の院)と「お下り」(神迎え)の図を、左から右下にかけて祭礼の際の賑やかな下宮の様子を、色彩豊かに、かつ精緻に描く。特に、天保十四年に落成した下宮(大瀧神社本殿及び拝殿<重要文化財>)の前身の社殿(流造り丹塗りの本殿と茅葺<sup>かやぶき</sup>の拝殿)が確認できる点、また江戸時代の神仏習合のあり方を示す社殿前での法華八講式<sup>ほっけはっこう</sup>を描いている点など、歴史資料としても重要である。

なお、絵馬裏面に「福井田原町 中村理太夫画」とあるが、同人は福井藩の人事履歴資料などから、文化八年に「福井分間之図」(松平文庫資料)を描いた福井藩の下士と同一人物とみられる。



大瀧児大権現祭礼図絵馬

## 5 和楽器 1 具

鉦鼓 応仁元年銘 1口 附 鉦鼓台 1基  
鞆鼓 1張 附 鞆鼓台 1基  
太鼓 桴付 1張 附 太鼓台 1基

- (1) 所在地 小浜市羽賀 82-2
- (2) 所有者 宗教法人羽賀寺
- (3) 法量 (cm) 鉦鼓：鼓面径 19.2 口径 21.6 厚 4.3 耳長 3.8  
鞆鼓：鼓面径 24.3 胴径 17.0 長 35.8  
太鼓：鼓面径 59.6 胴径 86.0 長 54.5
- (4) 時代 鉦鼓：室町時代（応仁元年・1467 年）、鞆鼓：室町時代後期、太鼓：室町時代後期
- (5) 由来・特徴

羽賀寺の 3 点の和楽器は、仏事・神事等で雅楽を奏でるためのものである。

銅製の鉦の上部には「若州羽賀寺応仁元年一月口」の紀年銘があり、製作年が応仁元年（1467）と明確である。鉦以外の部分（輪台と火焰飾り）は唐草文を施すが、その上に上塗りによる彩色が施されている。

鞆鼓の胴部には宝相華文様が、皮面には青・黄・赤の三つ巴文が施されるなど華麗な装飾がみられる。皮面裏には「小野寺持」等の墨書があり、かつては遠敷郡太良 荘の小野寺に伝えられたものであることがわかる。

太鼓の胴部内側には、元禄年間の張替をうかがわせる墨書が一部確認できるため、皮面に施されている蓮弁などの彩色はその頃かそれ以降のものであるが、胴と金具の形態から、太鼓の製作年代は室町時代後期ごろまでさかのぼる。

「羽賀寺年中行事」（羽賀寺蔵、県指定文化財）には、天文八年（1539）に敦賀気比社の社人が羽賀寺に楽の稽古を希望し、それに応じて羽賀寺僧 7 名が敦賀に赴き楽を教えたという記事や、天文年間における西津の諸堂の仏事での管弦の記事が見え、羽賀寺が高い管弦の技術を有していたことが知られる。これら楽器類は、中世の地方寺院における高い芸能文化を示す工芸品である。



太鼓・鞆鼓・鉦鼓（左から）

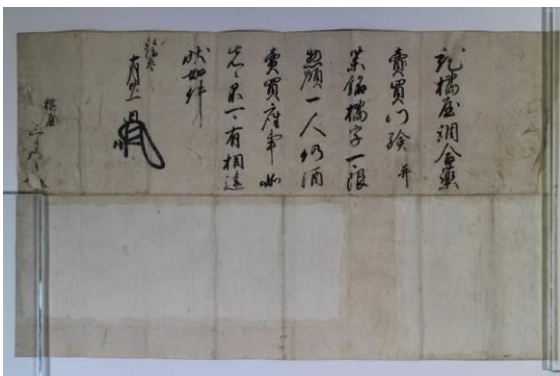


## 6 たちばなけもんじょ 橘家文書

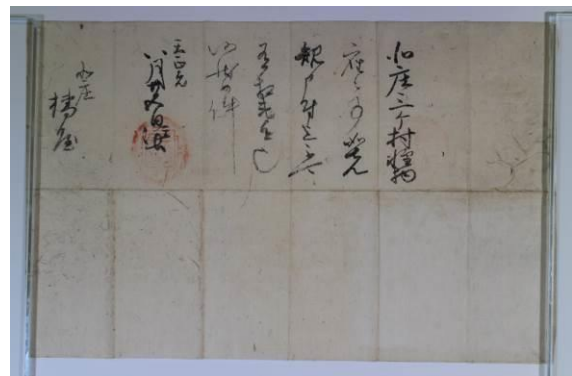
- (1) 所在地 福井市大宮 2 丁目 19-15
- (2) 所有者 福井県 (県立歴史博物館)
- (3) 員数 554 点 \*形態・法量等は各々で異なる
- (4) 時代 室町時代以降 (16 世紀以降)
- (5) 由来・特徴

橘家文書は、福井市西木田に所在する薬商人・医者の橘家に伝来し、現在は県立歴史博物館が管理している文書群である。

その特色は、足羽三箇庄、後に北庄とよばれた都市が織豊期しよくほうに城下町として発展していく時期において、有力商人であった橘家の活動を示す文書が伝わっていることである。越前・若狭の織豊期商人の文書として三国湊の豪商森田氏、敦賀の豪商高嶋屋伝右衛門 (小宮山文書)、川舟座の道川氏どのかわ、小浜の豪商組屋などが知られているが、城下町発展のなかで有力商人が果たした役割を示しているという点で橘家文書は貴重である。今川氏の駿府の友野氏あしなや蘆名氏の会津若松の築田氏やなだのように、室町時代後期から大名と結んで城下町や領国の経済に大きな役割を果たした有力商人を商人司つかさあるいは商人頭かしらというが、橘家は一時期、北庄の商人司に近い位置にあったことがわかる。近世の橘家においては、柴田勝家の時期がもっとも活動した時期として回顧されており、卯二月に偽薬禁止を求めた願書には「別而唐人座・軽物座・紺屋役・絹屋役」などの得点が認められていた時代が誇りを持って述べられている。その他、橘諸兄もろえの子孫であるという意識や親鸞の熱心な弟子でもあったという言い伝えなどにより由緒書も作成されている。



朝倉義景免許状



織田信長朱印状

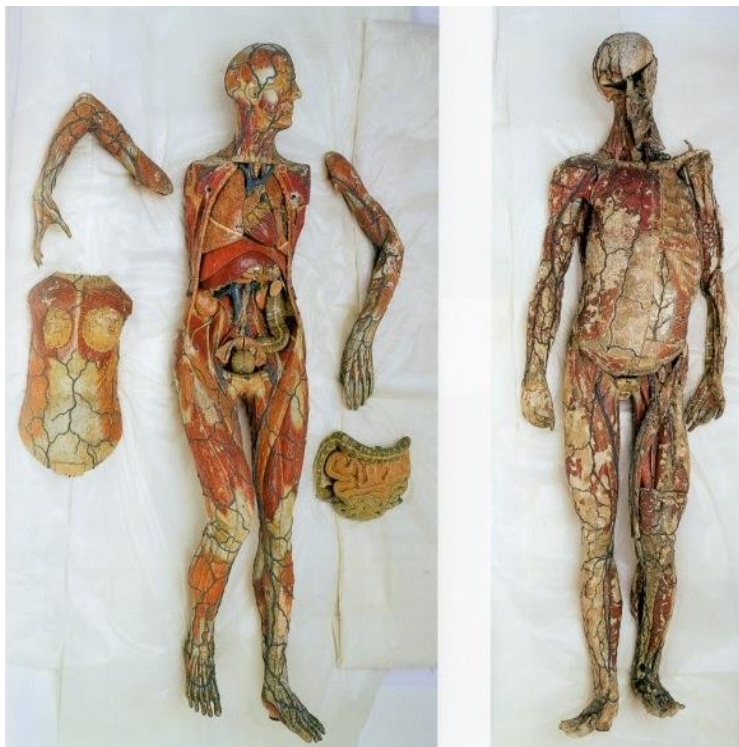
## 7 キュンストレーキ 2体

- (1) 所在地 福井市宝永3丁目12-1
- (2) 所有者 福井市(福井市立郷土歴史博物館)
- (3) 法 量 男性体：像高171 cm、女性体：像高145 cm
- (4) 時 代 男性体：江戸時代後期(万延元年・1860年)  
女性体：明治時代初期(明治二年・1869年)

### (5) 由来・特徴

キュンストレーキは、フランス人解剖学者オズーにより製作され、幕末から明治初頭にかけて日本に移入された紙塑<sup>しそ</sup>人体解剖模型で、福井市立郷土歴史博物館に男性体1体と女性体1体が所蔵されている。男性体については万延元年(1860)に福井藩が長崎を通じて800余両で購入したものといわれ(『済世会<sup>さいせいかい</sup>小史』)、女性体は明治二年(1869)に購入された。2体は、福井藩医らによる解剖指導などに使用されたほか、その後は福井県医師会、ついで福井市医師会に移管され、昭和四十三年(1968)に同会から福井市立郷土歴史博物館に寄託され、平成十三年に同館蔵となった。

男性体には眼球や脳などに欠失が見られ、女性体は昭和十四年(1939)に補修されているものの、原形はかなり残されている。いずれも造形と彩色等により筋肉や血管等が表現され、腹腔内には臓器なども具<sup>そな</sup>えているほか、模型各部の取り外しおよび分解・組み立てが可能な、精巧な人体模型である。国内には他に長崎大学、金沢大学、九州大学に男性体各1体が残されているのみで、幕末維新期の日本および福井の医学史を物語る歴史資料として貴重である。



キュンストレーキ(左：女性体、右：男性体)



8 紙本 著色 小浜城下蘇洞門景觀図巻 1巻

- (1) 所在地 小浜市遠敷 2-104
- (2) 所有者 福井県（県立若狭歴史博物館）
- (3) 法量 縦 28.0 cm、横 697.08 cm
- (4) 時代 江戸時代中期～江戸時代後期（18世紀中頃～19世紀初頭）
- (5) 由来・特徴

本図は、江戸時代の小浜城下の西端から名勝・若狭蘇洞門に至る景観を美しく描いた絵巻である。本図の内容から、描かれた時期は宝暦七年（1757）から文化二年（1805）の間と推定されている。

巻頭には「華洞」の2字があり、3つの落款印があるが作者は未詳である。巻頭に続いて小浜町の西の端から巻末の蘇洞門付近までを丹念な筆致で描くが、常高寺、空印寺、小浜八幡宮などの社寺、後瀬山、小浜城、天ヶ城古城山などのランドマーク、主要地名などは絵巻中の墨書でも示されている。人物の描写は多くないが、西津から甲ヶ崎付近で磯引網漁や塩作りなどにいそしむ人びとなどが描かれている。

小浜城沖を東へ進む小浜藩の軍船（関船）が2艘描かれ、そのうち1艘の御座船がひときわ鮮やかに描かれ、あたかもこれに乗り蘇洞門方面に向かうかのような感覚を見る者に抱かせる。また、海からの視点で俯瞰的に陸地側を描いており、絵画資料として稀少なものである。



小浜城下蘇洞門景觀図（部分、小浜城付近の景観）



同（部分、小浜城沖の御座船）



同（部分、蘇洞門付近）

しらはまちょう  
9 白浜町のアマメン

- (1) 所在地 福井市白浜町  
(2) 保存団体 白浜町アマメン保存会  
(3) 由来・特徴

アマメンは、福井市白浜町に伝わる行事であり、現在は毎年2月3日に行われている。地区の者が鬼を思わせる仮面をかぶり、蓑みのを着用して小学校入学前までの子供のいる家を回り、子供を脅かせながらいうことを聞くと約束させる行事である。

日が暮れた頃、家々を訪れ、「悪い子はいないか」と叫びながら子供の元へ詰め寄り、「悪いことをしないと誓うか」と問いかけ、子供の「悪いことはしない」という誓いを聞くと離れていく。

名称にある「アマメ」とは、長い間火にあたっているとできる火斑ひだこのことで、昔は怠け者の代名詞としても使われた。能登半島にも伝わる、火斑を剥ぐという意味の「アマメハギ」と元は同様の名称だったが、長い間に呼び方に変化が起こり、「アマメン」になったと考えられる（諸説あり）。

年の変わりめにこうした仮面をつけ、蓑を着用して子供のいる家を回る行事は、秋田県のナマハゲなど、福井県以北には多数存在するが、福井県より南には鹿児島県に1件確認できるのみで、白浜町のアマメンは日本のほぼ最南端の行事として評価できる。



子供を脅すアマメン

にしやまかまあとぐんしゆつどひん  
**10 西山窯跡群出土品**

- (1) 所在地 福井市城東1丁目18-21  
 (福井県埋蔵文化財調査センター城東収蔵庫)
- (2) 所有者 福井県 (県埋蔵文化財調査センター)
- (3) 員数 一括
- (4) 時代 鎌倉時代 (13世紀後半)
- (5) 特徴

西山窯跡群は、丹生郡越前町織田に所在する<sup>つるぎ</sup> 劔神社から西方にある丘陵地帯に所在し、3基の窯跡が確認されている。西山窯跡群は、平成8年度と平成25年度に<sup>はいばら</sup> 灰原部と窯体部の一部について発掘調査が実施され、コンテナ約900箱の越前焼が出土している。出土品は鎌倉時代の所産で、甕・片口鉢・壺の日用品や<sup>すいちゆう</sup> 水注・<sup>きょうづつ</sup> 経筒・人面形陶製品などの特殊な器種が見つかっている。また、印花文、ヘラ描きによる花文・蝶文・鳥文や銘文など豊富な種類の文様等が描かれた越前焼も出土している。なお、甕は、法量や押印文の有無より4種類の製品が、片口鉢は、法量の相違により3種類の製品が規格品として確認でき、当時の越前焼の生産状況の一端が伺い知れる資料である。

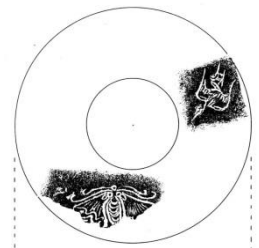
本件は、他の越前窯跡出土品にはみられない器種や文様等の製品のみならず、とりわけ中世越前窯における陶器生産の様相を解明する資料として、学術的価値が高い。



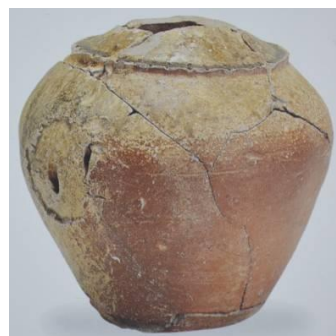
甕・壺・片口鉢



人面形陶製品



経筒



水注



蝶・鳥文壺